

高度無線環境整備推進事業

【別紙】

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等による、高速・大容量無線局の前提となる伝送路設備等の整備を支援。
- 具体的には、電波利用料財源を活用し、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その事業費の一部を電気通信事業者等に補助する。

ア 事業主体：直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者

イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）

ウ 補助対象：伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

エ 負担割合：

（自治体が整備する場合）

【離島】

国	自治体
2/3	1/3

【その他の条件不利地域】

国（※）	自治体（※）
1/2	1/2

（※）財政力指数0.5以上の自治体
は国庫補助率1/3

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

【離島】

国	3セク・民間
1/2	1/2

【その他の条件不利地域】

国	3セク・民間
1/3	2/3

イメージ図

